

英国損害保険子会社「欧州あいおいモーター&ジェネラル保険株式会社」の設立について

2004年11月17日

あいおい損害保険株式会社(社長 児玉正之)は、11月12日付(現地時間)で英国金融庁より損害保険事業の免許を取得し、英国に新たな損害保険子会社「欧州あいおいモーター&ジェネラル保険株式会社」(以下「新会社」)を設立いたしました。本邦金融庁からの子会社取得認可手続を経て、2005年1月に営業を開始致します。なお、初年度の元受収入保険料は約160億円を見込んでおります。

新会社は、トヨタ自動車株式会社の金融子会社であるトヨタファイナンシャルサービス(UK)株式会社およびトヨタクレジットバンク有限会社(ドイツ)等と一体で取り組んでいるF&I事業(トヨタ・レクスユーザー向けの金融と自動車保険等の一体サービス)および欧州へ進出している日系企業向け各種損害保険の販売(以下「日系事業」)を事業の柱として取り組んでまいります。

現在、上記事業は、当社英国子会社である「あいおいヨーロッパ社」(以下「AE社」)にて展開しておりますが、2004年12月末までの引受契約は、2005年6月末を目途に「英国2000年金融サービス市場法第7編」(注1)に基づき、英国金融庁および英国裁判所の審査・認可を経て、新会社へ包括的に移管する予定です。なお移管完了後、AE社は、主としてロンドン再保険ビジネスのランオフ(注2)事業に特化し、残存責任の早期解消に取り組んでまいります。

これにより、当社は今後も収益性が見込まれるF&I事業および日系事業への選択と集中を図り、海外事業の安定的な収益基盤の構築および更なる拡大を目指します。

(注1) 英国2000年金融サービス市場法第7編

英国2000年金融サービス市場法は、英国金融庁に対し金融サービス業界を一元的に規制・監督する権限を付与した法律。その第7編に「英国内外における事業の移管に関する規定」を設けている。

(注2) 再保険ビジネスのランオフ

再保険契約期間は終了しているが、期間中に引受けられた元受契約から発生する全ての損害(既発生未払保険金)について再保険金の支払を完了するまでの残存責任をいう。

新会社の概要

現地法人名	: Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited (日本語表記名: 欧州あいおいモーター&ジェネラル保険株式会社)
所在地	: 英国ロンドン 1 st Floor, 50 Mark Lane London EC3R 7QR
資本金	: 40百万ポンド(約80億円)
株主	: あいおい損害保険株式会社 100%

以上